

戦中期の児童・少年保護思想の類型分析に関する研究

—少年教護院・少年院を中心として—

○東北公益文科大学 氏名 竹原幸太 (8365)

キーワード3つ：戦時厚生事業、自由主義、科学的処遇

1. 研究目的

多くの先行研究が指摘しているように、所謂 15 年戦争時期の教育・社会事業の再編は「人的資源」を培養すべく、「皇国民錬成」を理念として軍事教育体制が強化された（吉田 1971、寺崎・戦時下教育研究会 1987）。

児童・少年保護史研究においても、戦時下には大正期以降、激しく議論が交わされてきた内務省が管轄する感化法（後の少年教護法）下の児童保護事業と司法省が管轄する少年法・矯正院法下の少年保護事業の原理の相違への関心も後退し、戦時厚生事業への再編過程で両者は同質化していったことが指摘されてきた（土井 1972：224-225）。

その後、児童・少年保護事業に関する研究は、歴史、制度、処遇論を含めて主に司法福祉領域で展開されてきたが（山口 1991）、児童・少年保護事業の歴史研究そのものが本格的に着手されてきたのは 2000 年代に入ってからであった（佐々木・藤原 2000、二井 2010、佐々木 2012、竹原 2015、倉持 2016、武 2018）。

近年では、これらの研究を基軸に戦時下の児童・少年保護思想の様相についても掘り下げられ、初代武蔵野学院長（国立感化院・少年教護院）の菊池俊諦や初代多摩少年院長の太田秀穂等のように、戦時体制に基づく事業再編に疑問を呈して非転向・抵抗を示す者が存在したことも知られてきた（石原 2005：94-96、竹原 2015：81-89、2016）。

もっとも、かつて日本思想史研究の一主題として取り組まれた「転向の共同研究」において、鶴見俊輔は「非転向の地点に自分をおいて転向を批判しようとするのではなく、むしろそれぞれの時代的条件の中に実現可能であった非転向の条件を知ることをとおして、両者をともに批判する」視点の必要性を指摘していたが（鶴見 1959：7-9）、現在までのところ、児童・少年保護史研究では非転向の言説の発掘に留まり、戦時下の児童・少年保護思想の類型化は未だなされていない。

そこで、本研究では、戦時下の児童・少年保護思想の類型分析を行い、戦後の児童・少年保護事業への連続・非連続軸について検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

戦時厚生事業下で少年教護事業と少年保護事業が同質化して戦時協力を進めたとする通説的見解に対し、戦時体制へ疑問を呈する少年教護院、少年院職員が存在したとする近

年の研究知見も踏まえ、戦時下の児童・少年保護思想を類型化することを本研究の視点とする。

研究方法は、日本少年教護協会編『児童保護』及び日本少年保護協会（後に日本司法保護協会へ改編）編『少年保護』の少年教護院、少年院職員の論考等を素材とし、1937（昭和12）年日中戦争勃発以降から終戦までの時期の児童・少年保護思想の様相について検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は文献検討が中心であるが、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき、少年教護院、少年院関係資料等において個人情報に配慮が必要な記述がある場合はその点に配慮して報告を行う。

4. 研究結果

戦時下、少年教護事業を管轄する厚生省関係者（伊藤清、森健蔵ら）、少年保護事業を管轄する司法省関係者（森山武市郎ら）は「人的資源」の確保・培養を求めて、児童・少年保護事業の再編を進めた。

こうした時局の方針に機敏に対応すべく、第一に従来の児童保護、少年保護思想を改め、少年教護院や少年院の生産力増強工場化、短期錬成道場化を推し進めた、「精神主義的な児童保護・少年保護思想」が確認された（菅濟治、熊野隆治、吉田石太郎、前田偉男ら）。

他方で、第二に社会事業新体制や皇国民錬成論には慎重な立場を示しつつ、時に批判し、少年教護院、少年院を辞職し、「自由主義的な児童保護・少年保護思想」を保持する立場も確認された（菊池俊諦、太田秀穂、古岩井久平、有賀敦義ら）。

さらに、第三に少年教護、少年保護事業の再編論から離れ、精神病理学等の諸外国の処遇論に学び、科学的処遇の調査研究を進める「科学的な児童・少年保護思想」も確認された（谷貞信ら）。

5. 考察

戦時下の児童・少年保護思想は人的資源論・皇国民錬成論の一色に塗りつぶされたわけではなく、水面下では児童・少年の保護される権利に目を向け、科学的処遇を進める鑑別理論等も同時に説かれ、これらの視点が戦後の児童福祉法、少年法・少年院法に接続される下地となったと推察される。

※本研究は科研費研究基盤研究(C)「戦前少年院実践における少年保護思想に関する研究」(16K04176)の成果の一部である。